

<福島県バス停留所安全性確保合同検討会構成員>

- (1) 東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門
- (2) 公益社団法人 福島県バス協会
- (3) 福島県警察本部 交通部 交通規制課
- (4) 各道路管理者（国、福島県、市町村）
 - ・ 当該停留所が設置されている道路の道路管理者
- (5) 各自治体交通担当（福島県、市町村）
 - ・ 当該停留所が設置されている自治体の交通担当
- (6) その他検討会が必要と認める者
 - ・ 当該停留所を設置している一般乗合旅客自動車運送事業者